

○大和市総合計画審議会規則

昭和44年10月 1 日規則第20号

大和市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。
- (2) 本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、第2条第2号に掲げる事務を処理する必要に応じ、部会を設置することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第92号）

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成19年規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。